

## これまでの議論のポイント

※ 前回検討会の資料 1「第 1 回の議論のポイント」に第 2 回検討会の議論及び各委員から提出された主な意見を加えたもの（点線内は個別の薬害に関する意見）。

### 【Ⅰ. 総論（薬害を学ぶことのコンセプト）】

- 社会では薬害を防ぐ社会の在り方、保健では医薬品の適正使用、それぞれの観点から 2 つの柱で学ぶことができるのではないか。
- 教育問題への取組は、二度と薬害の被害者も加害者もつくりたくない、被害者問題でも企業の責任問題でもなく、社会において薬と一緒に生きていく上で、より良いかわり方をみんなで考える契機にしたいということであり、教材の目的はこれに尽きるのではないか。

### 【Ⅱ. 薬害から学ぶこと（教材に盛り込むべき事項・構成）】

#### 《①教材の基本的な考え方》

- 教材は教育現場での生徒たちの学びが目的であることを、常に念頭に置くべき。取り上げる内容は適時性を考慮する必要があり、中学生の成長段階や理解力にあったものにするべきではないか。
- 社会科教育における学習を考える場合、事実を知るという段階、その原因を理解する段階、今後どのようにすればいいのか考える段階、を経ていく学習の展開が考えられる。そういう観点からどのような資料が必要になるのかを検討する必要があるのではないか。

#### 《②医薬品に関することを学ぶ》

- 医薬品に関する教育の前に薬害のみ学ぶと理解が浅くなるおそれがあることなどから、薬害を学ぶ際には医薬品に関する最小限の理解が必要ではないか。
- 薬害だけを学ぶのではなく、社会の仕組みの中で薬害を説明する必要がある

るのではないか（医薬品の役割・歴史、承認審査等の仕組み、主作用と副作用（ベネフィットとリスク）等）。

### 《③薬害被害を学ぶ》

- 薬害とは何かといった定義の話は置いておき、多くの被害者が苦しい思いをしたという事実を素直に伝えるべきではないか。  
まずは、いくつかの薬害を並べて被害者の実感や社会においてどんな現象だったかということを記述することなど、薬害被害そのものをうまく伝えることを考えるべきではないか。
- 一度壊した体は元には戻らないことや命の大切さを、薬害とはこういうものだという観点から教えていくことが必要ではないか。欠陥のあったものを服用したといったことが記載されていないと薬害が伝わりにくいのではないか。
- 薬害被害者は治療に苦しみ死の恐怖を味わっているのが現実なので、そのようなことも記載すべきではないか。

### 《④薬害に関する事実（社会の動きなど）を学ぶ》

- どんな薬害事件があったのかといった薬害の事実に関する共通理解を得るべきではないか。

※予防接種の健康被害について言及する必要があるのではないか。

- 医薬品の正しい使い方といったものとは違う問題として、現象そのものを見る必要があるではないか。1つには、被害者の痛みといった主観的な経験そのもの、もう1つには、どこに失敗があってどのように制度が改正されたのかなど、社会の不完全性。
- 薬害について、何に問題があってどのように解決していったのかといったことをきちんと理解していくことが大切ではないか。医薬品の副作用が命に直結することや、危険情報があったときに適時適切に行動する必要がある中でそれが守られずに薬害が生じたことを知るべきではないか。
- 薬害の事実とそれが起こった歴史などがきちんと記述されるようにすべきではないか。

※陣痛促進剤被害に関する被害を伝えるべきではないか。

※薬害肝炎検証・検討委員会の資料の記述（製薬企業における製剤の保管に関する記述）を生かすべきではないか。

《⑤薬害を防ぐためにできることを考える（消費者保護等の観点から学ぶ）》

- 学習指導要領解説では、高等学校で初めて薬害という問題が取り上げられ、その際には消費者という観点から学習されることを踏まえ、消費者保護の観点から教材を作るのが良いのではないか。
- 消費者の保護だけでなく、消費者の自立の観点も必要ではないか。
- 公民の中で、情報の非対称性といった消費者問題をどのように考えていくのか、法や制度を作ってもそれを守るといふ姿勢がなければ再発を繰り返すといった倫理観を伝えていく、といったことが必要ではないか。  
薬害を取り巻く問題の中には、原材料の問題で製造物責任に当たるような問題と医療者や消費者など使う側の問題もあるので、消費者保護とともに消費者の自立支援の観点も扱うべきではないか。
- 子どもたちが自ら何ができるかということを考えられるようなものとするのが大事であり、どうやって薬害を防止できるかといった観点などから議論ができるものとするべきではないか。
- 国民の健康と安全を無視した企業の利益優先のための医薬品の製造販売は許されるものではないといった観点から、医薬品に関する問題意識を持てるようにするべきではないか。

《⑥自ら調べ考えながら学ぶ》

- 子どもたちにテーマを与えて自分たちで自由に調べ、議論させるといったこともできるように考慮すべき。また、実際の体験談を本人から聞かせるといったことも良いのではないか。

《⑦教材の構成について》

※ 各委員から提出いただいたご意見を踏まえると、概ね、**別添**のような構成が考えられるのではないか。

### 【Ⅲ. 現場での活用に当たって（教材の使い方）】

- 現場での活用を想定し、教える側にも分かりやすい教材や指導方法の例などを付け加えたものが必要ではないか。
- ページ数等の関係で教材に盛り込めない内容については、教師用に写真や被害者の方の生の声などをPDF等で公表、提供するようにしてはどうか。
- 授業の中に必ず組み込んで教えるという仕組みでなくては、なかなか学校の取組は進んでいかない。せっかく作った教材が現場で生かされないということがないように、厚生労働省、文部科学省、地方自治体の教育委員会との連携や現場の先生方とのタイアップを考えることが必要ではないか。
- PDF化して携帯デバイスで見られるようにするとか、ネットとリンクさせて被害の当事者の映像を見られるようにするといった、実際の現場での使い方を考える必要があるのではないか。

## 教材の構成について(イメージ)

ページ数等	記載内容 (これまでの議論に基づくイメージ)
P 1 【表紙】	○タイトル (総論)
P 2 ~ 3	<b>【医薬品関係】</b> ○医薬品の歴史、役割 ○医薬品の市販の仕組み (審査、安全対策) ○医薬品の主作用と副作用 (ベネフィットとリスク、適正使用) 等
P 4 ~ 7	<b>【薬害関係】</b> ○薬害の概要 ・歴史 ・各薬害の原因、被害状況 (概要) 等  ○薬害の具体的事例 ・歴史的事実 (経過・原因 等) ・被害者の声や思い ・薬害から学ぶこと (制度改正の対応 等) 等  <b>【生徒への問いかけ関係】</b> ○自分たちは何ができるか ・様々な関係者の果たすべき役割 ・消費者の視点 (理解して使用する (主作用と副作用のバランス)、情報の収集、発信 等) ・倫理観 (相手の立場に立って考える 等) 等
P 8 【背表紙】	<b>【自ら調べ考えながら学ぶ関係】</b> ○教材の内容を補足する情報 (ウェブサイト等) の紹介 ・教材に盛り込み切れない内容 ・救済制度の詳細等関連する内容 等

## 【参考】「ハンセン病の向こう側」の例

ページ数等	記載内容（【 】はタイトル）
P 1 【表紙】	【ハンセン病の向こう側】
P 2～3	【ハンセン病の悲しい歴史】
P 2	○ハンセン病とはどのような病気か
P 3	○ハンセン病問題の経過（概要） （患者の隔離政策と偏見や差別の助長 等） ※学習のポイント
P 4～5	【ハンセン病と人権について考える】
P 4	○患者の隔離政策がなくなるまでの経過 ・ 隔離政策継続の実態 ・ 訴訟の提起とその結果
P 5	○訴訟後も残るハンセン病問題の実態 ・ 偏見や差別の実態 ※学習のポイント
P 6～7	【ハンセン病問題から学ぶべきこと】
P 6	○同じ過ちを繰り返さない取組 ・ ハンセン病療養所（全国配置図） ・ 人間回復の橋
P 7	○当事者の声を紹介 ・ 当事者 4 名の方からの声を掲載
P 8 【背表紙】	【ハンセン病をもっと知ろう】 ○各種パンフレット、ウェブサイトの紹介